

四万十市公告

四万十市結婚支援センター運營業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

四万十市長 中 平 正 宏



1 業務の名称

四万十市結婚支援センター運營業務委託

2 業務概要

(1) 業務の目的

結婚を希望する独身者の出会いの場拡充やサポートの充実を図り、少子化対策を推進することを目的として「結婚支援センター」を設置し、結婚に関する相談対応及び出会いのきっかけの創設、地域における結婚機運の醸成に取り組む。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 運営期間内の見積上限額

6, 892, 000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 四万十市内に活動の拠点がある法人もしくは団体（企画提案書の提出時点で定款もしくは規約が成立されていること）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 本件公告時に、国、高知県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (4) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。
- (5) 次の各号に該当しない者
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがされている者

(6) 法人もしくは団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号）第2条第2項第5号に規定する者でないこと。

(7) 見積額が上記見積上限額を超えない者。

4 参加手続等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所管課：高知県四万十市子育て支援課企画係

住所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話番号：0880-34-9007

FAX 番号：0880-34-9003

e-mail：kosodate@city.shimanto.lg.jp

※ 上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/oa-05-04/oa-05-04-02/index.html>

(3) 参加表明書及び審査書類の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時15分

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和6年5月31日(金)午後5時15分までに持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年6月5日(水)午後5時15分

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

5 選定方法等

(1) 参加資格審査（書類審査）

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

(2) 四万十市結婚支援センター運営業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより、四万十市結婚支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき採点し、契約候補者1者、次点順位者1者を選定する。

6 審査基準

審査書類等、企画提案書及びヒアリング等により事業者の業務の運営能力を審査する。

7 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は当該提案者の提案は無効とする。
- (3) 詳細は四万十市結婚支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要領等による。
- (4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。